

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年2月27日 14時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市柳港南方沖 上天草港柳防波堤灯台から真方位242°390m付近 （概位 北緯32°32.8′ 東経130°26.3′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年3月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.70m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、操縦者及び友人1人が乗り、釣りを終えて帰航中、船外機が停止した。 操縦者は、燃料油タンクに燃料油がなくなったことを確認した後、燃料油を補給しようとしたところ、予備の燃料油タンクを積み忘れたことに気付き、搭載していたオールで漕いだものの、風に圧流され、帰港することが困難と判断して118番通報を行った。 本船は、来援した海上保安庁の監視取締艇にえい航された。 操縦者は、ふだんから燃料油が不足すると、携行していた予備の燃料油タンクから補給しながら航行していた。
分析	本船は、操縦者が予備の燃料タンクを積み忘れた状態で航行中、燃料油がなくなった際、燃料油が補給できなかったことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、操縦者が予備の燃料タンクを積み忘れた状態で航行中、燃料油がなくなった際、燃料油が補給できなかったことから、船外機の運転の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・燃料油は、発航前に必ず点検し、航程を考慮して十分に余裕を持った量を積載しておくこと。

